

## 主 文

本件申立を棄却する。

## 理 由

本件訂正申立の理由は末尾添附の書面の記載のとおりであるが、本件のごとき旧刑訴法事件（刑訴施行法三条の二の規定が適用されないもの）については判決訂正の申立は許されないのであるから不適法としてこれを棄却する。

右は裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年二月一七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一郎